

神戸家庭裁判所裁判部のダイヤルイン番号一覧

【家事部】

	取扱い事項	ダイヤルイン番号
これから家庭裁判所への申立てを検討されている方	申立手続一般(成年後見制度を除く)に関するお問い合わせ	078-521-5930 (家事申立受付係)
	成年後見制度(未成年後見を含む)の申立手続に関するお問い合わせ	078-521-5935 (後見センター)

	係	ダイヤルイン番号
既に家庭裁判所に申立てをされている方 (手続の種類に応じて、各係にお問い合わせください。)	遺産分割・相続放棄係 (遺産に関する調停, 相続放棄など)	078-521-5936
	調停・第二審判係 (夫婦や子どもに関する調停など)	078-521-5915(8係) 078-521-5916(4係) 078-521-5934(1係, 2係, 3係)
	後見センター (成年後見など)	078-521-5935
	財産管理係 (相続財産管理人・不在者財産管理人の選任など)	078-521-5946
	人事訴訟・第一審判係 (離婚訴訟, 氏名の変更, 遺言書の検認など)	078-521-5933

【少年部】

少年事件係	078-521-5940
少年審判1係	078-521-5948
少年審判3係	078-521-5945
少年審判交通係	078-521-5947